

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

| | | |
|-----------------------------------|-----------|---|
| ○土地改良区の役員の退任の届出…………… | (農業施設管理課) | 1 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定…………… | (農業施設管理課) | 1 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… | (治山課) | 1 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… | (治山課) | 1 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… | (治山課) | 1 |
| 総合振興局告示及び振興局告示 | | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… | | 2 |
| 道収用委員会告示 | | |
| ○裁決手続開始の決定…………… | | 2 |

告 示

北海道告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、石狩花畔土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

令和元年7月2日

北海道知事 鈴木直道

| | | | |
|-----------|---------|-------|-------------|
| 退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏名 | 住 所 |
| 令和元. 5.30 | 理 事 | 中 田 守 | 石狩市生振348番地7 |

北海道告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（端野豊北第2地区（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、客土、暗渠排水、農用地改良保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、令和元年7月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年7月2日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第464号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年7月2日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 上磯郡木古内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務局治山課及び木古内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第465号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年7月2日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
森町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第466号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があつ

た。

令和元年7月2日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 権戸郡新十津川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、新十津川町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新十津川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、新十津川町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 権戸郡新十津川町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達予定数量 4台及び1月当たりカラーコピー45,300枚、モノクロコピー12,800枚

2 落札を決定した日 平成31年3月1日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社サイトー

(2) 住所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号

4 落札金額

(1) 基本料金 15,700円

(2) 複写料金 カラーコピー4.8円、モノクロコピー0.8円

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

6 一般競争入札の公告 平成31年2月1日付け北海道上川総合振興局告示第1003号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道上川総合振興局産業振興部調整課

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和元年7月2日

北海道収用委員会会長 澤田昌廣

1 事件名 令和元年（収）第1号札幌圏都市計画道路事業（3・3・7号西7丁目通）収用事件

2 起業者の名称 札幌市

3 事業の種類 札幌圏都市計画道路事業（3・3・7号西7丁目通）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第1002号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年7月2日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

4 裁決手続開始を決定する土地

| 裁決手続の開始を決定する土地 | | | | | | 土地所有者 | | 土地に関して権利を有する関係人 | | | |
|----------------|---------|----|---------------------------|-----------------------|--------------------------------|---------------------------|--|-----------------|--------------------|---------------------|------|
| 所在 | 地番 | 地目 | 登記記録上の地積(m ²) | 実測地積(m ²) | 収用しようとする土地の面積(m ²) | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 | 権利の表示 | |
| | | | | | | | | | | 受付年月日 受付番号 | 種類 |
| 札幌市中央区南八条西七丁目 | 1036番27 | 宅地 | 82.48 | 82.48 | 80.25 | 持分10万分の1440 有限会社鈴木優事務所 | 東京都渋谷区南平台町12番17-103号 ただし、登記記録上の住所 東京都渋谷区代々木二丁目23番1-259 | 北海道電力株式会社 | 札幌市中央区大通東一丁目2番地 | なし | 使用借権 |
| | | | | | | | | みずほ信用保証株式会社 | 東京都千代田区神田錦町三丁目13番地 | 平成2年6月5日 第12972号 | 抵当権 |

5 裁決手続開始決定の日
令和元年6月21日